

印刷製本単価契約約款

(総則)

第1条 受注者は、契約書記載の目的物(以下「成果物」という。)の印刷製本契約に関し、契約書に定めるもののほか、別紙仕様書及び見本又は成果物の原稿等(以下「仕様書等」という。)に従い、これを納入しなければならない。

- 2 受注者は、仕様書等に基づき発注者の校正を受けるものとする。
- 3 仕様書等又は契約条項に明示されない事項でも、契約の履行上当然必要なものは、発注者の指示に従い、受注者の負担で履行するものとする。
- 4 成果物の納入期限及び数量については、発注者がその都度指示するものとする。
- 5 この契約書に定める催告、請求、通知、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行うものとする。

(契約の保証)

第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が确实と認める金融機関の保証
 - (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(以下「契約保証金の額等」という。)は、契約単価に予定数量を乗じた金額の10分の1以上としなければならない。
- 3 受注者が第1項の規定により同項第3号又は第4号に掲げる保証を付すときは、当該保証は第18条第3項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 契約金額(品目毎の契約単価に予定数量を乗じて得た金額の円未満の端数を切り捨てて得た額をいう。以下同じ。)の変更があったときは、契約保証金の額等が変更後の契約金額の10分の1に達するまで、発注者は契約保証金の額等の増額を請求することができ、受注者は契約保証金の額等の減額を請求することができる。

(納入期限の延長の申出)

- 第3条 受注者は、天災地変その他やむを得ない理由により納入期限内に成果物を納入することができないときは、遅滞なくその理由及び影響日数等を詳記して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。
- 2 発注者は、前項の申出が正当であると認めるときは、これを承諾し、第18条第5項に定める遅延損害金を免除する。

(権利譲渡等の禁止)

第4条 受注者は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。
ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 受注者は、この契約の全部又は主要部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
ただし、その内容等によりやむを得ずこの契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

(下請負人の通知)

第6条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第7条 受注者は、特許権その他第三者の権利の対象となっている作成方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者が支給又は指示した原稿を使用する場合はこの限りでない。

(仕様書等の疑義)

第8条 受注者は、仕様書等に疑義がある場合には、遅滞なく発注者に通知し、その指示を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により指示を求められたときは、直ちに仕様書等の疑義を調査しなければならない。
- 3 発注者は、前項の調査の結果、必要があると認めるときは、仕様書等を変更することができる。

(契約の変更)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、契約金額、納入期限その他の契約書の内容を変更することができる。

(納入)

第10条 受注者は、成果物を納入したときは、納品書を提出するものとする。

- 2 受注者は、納入した成果物は、発注者の承認を得ないでこれを引き取ることができないものとする。

(検査)

第11条 発注者は、前条第1項の納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査をしなければならない。

- 2 納入した成果物の引渡しは、前項の検査に合格したものでなければならない。
- 3 第1項の検査に要する費用及び検査のため変質又は消耗損傷したものの損害はすべて受注者の負担とする。
ただし、特殊な検査に要する費用はこの限りでない。
- 4 受注者は、発注者が指定する日時及び場所において、検査に立ち会うものとする。この場合において、受注者の都合により検査に立ち会わないときは、検査の結果について異議を申し立てることができないものとする。

(再検査)

第12条 受注者は、前条の検査の結果不合格と決定した成果物は、遅滞なくこれを引き取り、速やかに代替品を納入しなければならない。

2 前項の場合、発注者は、1回に限り相当日数を指定して成果物の交換又は手直しの期限を認めることができる。この場合において、交換又は手直しが終了したときは、改めて検査をしなければならない。

(所有権の移転及び危険負担)

第13条 成果物の所有権は、検査に合格してから発注者に引渡しをしたときに移転したものとし、所有権移転前に生じた損害は全て受注者の負担とする。ただし、発注者の故意又は重大な過失によって損害が生じたときはこの限りでない。

2 成果物の容器及び包装等の所有権は、特に契約がない限り成果物とともに移転する。

(契約不適合責任)

第14条 発注者は、納入された成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、受注者にその修補又は代替品の引渡し若しくは不足物の引渡し等の履行の追完を請求(以下「追完請求」という。)することができる。ただし、契約不適合が発注者の指示により生じたものであるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、発注者は追完請求に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。

3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求(以下「代金減額請求」という。)することができる。

4 発注者は成果物の引渡し後1年以内(以下「契約不適合責任期間」という。)にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は契約不適合を理由として、追完請求、代金減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除(次項において「追完請求等」という。)をすることができない。ただし、受注者が引渡しの時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

5 発注者が契約不適合責任期間内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに第1項から第3項までの追完請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に追完請求等をしたものとみなす。

6 発注者は、受注者が第1項に定める成果物の修補又は代替品若しくは不足物の引渡し等に応じないときは、受注者に代わってこれを執行することができるものとする。この場合において、受注者に損害が生ずることがあっても、発注者は賠償の責めを負わないものとする。

(契約代金の支払)

第15条 発注者は、契約代金を成果物の所有権移転後、受注者の適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

2 契約代金は、契約単価に納入された数量を乗じて得た金額の円未満の端数を切り捨てて得た額とする。

(協議による解除)

第16条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者と協議の上、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定による解除により、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、受注者と協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に債務の履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく、債務の履行に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。
- (2) 納入期限内に納入しないとき又は納入期限後相当の期間内に納入する見込みがないと発注者が認めるとき。
- (3) 正当な理由なく、第12条第2項の交換若しくは手直し又は第14条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 正当な理由なく、受注者又はその代理人若しくは使用人が発注者の行う検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、受注者がこの契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 第4条又は第5条の規定に違反したとき。
- (2) 成果物を納入することができないことが明らかであるとき。
- (3) 成果物の納入を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 債務の一部の履行が不能である場合又はその債務の履行の一部を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (9) 第20条又は第20条の2に規定する理由なしに、この契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受注者が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (11) 受注者について破産手続開始、民事再生手続開始又は会社更生手続開始の申立ての事実が生じたとき。
- (12) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時印刷製本契約を締結する事務所の代表者その他経営に実

質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約又は印刷製本契約に必要な物品の購入その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は印刷製本契約に必要な物品の購入その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に発注者が受注者に当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(13) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(14) 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。

(15) 公正取引委員会から受けた排除措置命令又は納付命令について抗告訴訟を提起した場合において、当該訴えについての請求を棄却し、又は当該訴えを却下する判決が確定したとき。

(16) この契約に関して、受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(17) 前各号のほか、受注者又はその代理人若しくはその他の使用人がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。

(発注者の損害賠償等)

第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納入期限内に成果物を納入することができないとき。

(2) 成果物に契約不適合があるとき。

(3) 前2条の規定により、成果物の納入後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額(その金額が100円未満であるとき、又はその金額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額)を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前2条の規定により、成果物の納入前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の納入前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受

注者の債務について履行不能となったとき。

- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなして同項の規定を適用する。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の損害金の額は、契約金額から、既納分に相応する金額を控除した額につき、納入期限の翌日から納入の日までの日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。)で計算した額とする。この場合において、損害金の額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てるものとする。
- 6 第2項の規定にかかわらず、納入した成果物の一部が第11条の検査に合格した場合は、第2項の違約金の額は、契約金額から当該検査に合格したものの契約代金相当額を控除した金額を基礎として計算する。
- 7(A) 第2項の場合(前条第7号又は第12号の規定によりこの契約が解除された場合を除き、第3項の規定により適用される場合を含む。)において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第2項の違約金に充当し、充当してなお不足がある場合は、契約代金から控除し、控除してなお不足がある場合は、受注者に請求することができる。
- 7(B) 第2項の場合(前条第7号又は第12号の規定によりこの契約が解除された場合を除き、第3項の規定により適用される場合を含む。)において、発注者は、第2項の違約金として契約代金から控除し、控除してなお不足がある場合は、受注者に請求することができる。
- 8 発注者は、第2項の違約金の額を超える損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償金として受注者に請求することができる。
- 9 受注者は、この契約に関して前条第13号から第16号までに該当する場合は、発注者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の10分の1に相当する額(その金額が100円未満であるとき、又はその金額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額)の賠償金にこの契約の締結の日から当該賠償金の支払の日までの日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算して得た額(その金額が100円未満であるとき、又はその金額に100円未満の端数があるときは、その全額又は端数を切り捨てた額)の利息を付して発注者に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前条第13号から第15号までに該当する場合であって、当該命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売であるとき又は発注者に金銭的損害を生じさせない行為であると発注者が認めるものであるとき。
- (2) 前条第16号に該当する場合であって、受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人。以下この号において同じ。)が刑法第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。ただし、受注者が同法第96条の6の規定にも該当し、刑が確定したときを除く。
- 10 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払を請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して同項の額を発注者に支払わなければならない。
- 11 第9項の規定にかかわらず、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超えるときは、発注者は、その超えた金額についても賠償を請求することができる。
- 12 第9項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

(解除に伴う処置)

第19条 第16条から第17条の2までの規定により契約の一部を解除した場合において、発注者は契約の履行部分に対して相当と認める金額を支払い、成果物の引渡しを受けることができる。その他の成果物は、受注者が遅滞なく引き取らなければならない。

- 2 第17条又は第17条の2の規定により契約を解除した場合は、前条に定める損害賠償の請求を妨げないものとする。

(受注者の催告による解除権)

第20条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催促し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受注者の催告によらない解除権)

第20条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第9条の規定により、発注者が契約内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

(受注者の損害賠償等)

第21条 受注者は、発注者がこの契約の債務の本旨に従った履行をしないとき、又は発注者の債務の履行が不能となった場合はこれによって生じた損害を発注者に請求することができる。

- 2 受注者は、第15条の規定による契約代金の支払いが遅れた場合、未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法の遅延利息の率で計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

(契約保証金の還付)

第22条 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、受注者がこの契約を履行したとき、又は第20条若しくは第20条の2の規定によりこの契約を解除したときは、受注者に還付するものとする。

(契約単価の変更)

第23条 契約単価は、経済事情の変動により、適当でないと認められるときは、発注者と受注者が協議のうえ、改定することができる。

(相殺)

第24条 発注者は、この契約について受注者から支払いを受けることができる金銭があるときは、受注者に対して支払うべき代金と相殺し、なお、不足があるときは、これを追徴するものとする。

(秘密の保持等)

第25条 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。この契約の終了又は解除後においても同様とする。

2 受注者は、発注者の承諾なく、成果物(未完成の成果物及びこの契約の履行を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に複製させ、閲覧させ又は譲渡してはならない。

(補足)

第26条 受注者は、この契約について定めるもののほか、八戸圏域水道企業団財務規程(昭和61年八戸圏域水道企業団管理規程第23号)を遵守するものとし、この約款に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。